

1. 瑞浪市こども計画の構成について

こども基本法、国の「こども大綱」を基に、国から提示された「子ども計画策定の手引き」に沿って「瑞浪市こども計画」を以下のような構成で作成します。

ただし、大綱に示されている方針や重要事項等は国の規模の視点に依るものも多いため、大綱や手引きを基にしながらも、瑞浪市が実施すべき施策や事業内容に合わせて枠組みを構成しています。

また、県も子ども計画を策定中のため、県の動きも留意しながら作成を進めています。

※こども大綱の概要については、別紙をご覧ください。

(1) 計画構成案（計画の目次立て）

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

(1) 国の動向 (2) 瑞浪市の動向

2. 計画策定の趣旨

3. 計画の基本事項

(1) 法令の根拠 (2) 計画の位置づけ (3) 計画の対象 (4) 計画期間

第2章 瑞浪市の現況と課題

1. 瑞浪市の現状

(1) 人口 (2) ひとり親世帯 (3) 出生 (4) 婚姻 (5) 就労

(6) 地域コミュニティ (7) 進路状況

2. 前計画の実績及び評価

(1) 第2期瑞浪市子ども・子育て支援事業計画

(2) 量の見込みと実績

3. アンケート調査の結果

(1) 子育て家庭の意識・生活状況

(4) こども・若者の意識・生活状況

4. 瑞浪市のこども・若者や子育て家庭を取り巻く課題

第3章 基本的な考え方

1. 基本理念

2. 基本目標

3. 施策体系

第4章 こども施策の展開

基本目標1 こども・若者の権利が尊重されのびのびと育つ環境の推進

基本目標2 ライフステージに合わせた切れ目のない支援の充実

基本目標3 安心してこどもを産み育てられる支援の充実

第5章 実施事業一覧

事業一覧表

第6章 計画の推進体制と評価

1. 計画の推進体制

2. 評価の仕組み

3. 計画の評価

第7章 事業量の見込み

保育・教育の事業量の見込み

資料編

こども基本法、こども大綱、策定経過、策定体制、アンケート結果など

（２）瑞浪市こども計画（現行計画、社会潮流、現況、課題）

第2期瑞浪市子ども・子育て支援事業計画					
計画期間		令和2(2020)年度～令和6(2024)年度【5年間】			
計画の基本的な考え方					
	基本理念	みんなで守り みんなで育む みんなの笑顔が満ちる子育て			
	基本目標	心豊かにたくましく生きる力の育成 助けあう子育て 支え合う親育ち 安心できるまちづくり 母子の健康の確保及び増進 個々の家庭の特性に応じたきめ細かな支援			
		施策の内容			
目標 1	心豊かにたくましく生きる力の育成	1	就学前教育・保育サービスの充実	①	幼保一体化の推進
				②	教育・保育の質の向上
				③	幼稚園教諭・保育士の資質の向上
				④	主食費の無料化
		2	小学校生活への滑らかな移行		
		3	親と子の時間が確保される労働の支援(ワーク・ライフ・バランス)		
		4	産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備		
目標 2	助けあう子育て 支え合う親育ち 安心できるまちづくり	1	地域における子育て支援サービスの充実	①	乳児家庭全戸訪問事業
				②	延長保育事業
				③	保育所等一時預かり事業
				④	利用者支援事業
				⑤	子育て世代包括支援センター事業
				⑥	ファミリー・サポート・センター事業
				⑦	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)
				⑧	病児・病後児保育事業
				⑨	実費徴収に係る補足給付を行う事業
		2	児童の健全育成	①	放課後児童クラブの充実
②	児童館の充実				
目標 3	母子の健康の確保及び増進	1	子どもや母親の健康の確保	①	妊婦健康診査
				②	乳幼児健康診査
				③	不妊治療の支援
		2	小児医療の充実		
目標 4	個々の家庭の特性に応じたきめ細かな支援	1	児童虐待防止対策の充実	①	養育支援訪問事業
				②	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
				③	子ども家庭総合支援拠点の整備
				④	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)
		2	ひとり親家庭等の自立支援の推進		
		3	障がい児支援の充実		
4	子どもの貧困対策の充実				
教育・保育及び地域こども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策					

策定にあたっての背景
＜国の動向＞
① こども基本法の成立 ② こども大綱の策定 ③ こども未来戦略の策定 ④ こども家庭庁の創設 ⑤ 子どもの貧困対策 ⑥ 子供・若者 育成支援推進大綱の策定 ⑦ 児童福祉法の改正
こどもまんなか社会の実現 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で促進する
＜瑞浪市の動向＞
○第2期瑞浪市子ども・子育て支援事業計画策定 ○利用者支援事業の拡充 ○病児・病後児の受け入れの拡充 ○こども家庭センターの設置 ○児童虐待防止対策の充実 ○第7次瑞浪市総合計画を策定 ○3歳以上児の給食費無償化
4つの計画を包含 ○子ども・若者計画 ○子どもの貧困対策計画 ○子ども・子育て支援事業計画 ○次世代育成支援行動計画

現況
(1)人口・世帯の状況 ・国調によると、令和2年の人口は37,150人、世帯数は14,521世帯、一世帯あたり人員は2.56人。人口は減少傾向、世帯数は増加傾向にある。 (2)少子化の進行、超高齢社会の到来 ・人口構成は、年少人口が11.3%、生産年齢人口が57.2%、老年人口が31.5%。少子高齢化が進行している。 (3)ひとり親世帯の状況 ・母子世帯は増減しながらも、概ね150世帯から200世帯の間で推移している。父子世帯数は、母子世帯と比較すると少ないものの、微増の傾向にある。 (3)価値観やライフスタイルの多様化 ・女性の社会進出が進み、多様な価値観やライフスタイルが認められるようになり、婚姻数の減少や、晩婚化が進行している。 (4)女性の労働力率の上昇 ・出産後も職場への復帰などを行い、就労する女性が増加している。 (5)地域コミュニティの希薄化 ・自治会への加入率が低下しています。平成26年度には71.56%でしたが、令和5年度には65.01%となっている。 (6)こどもの進路状況 ・高校卒業後、大学などへの進学率が70%を超えている。アンケート調査結果からも、大学や大学院まで進学したい子どもが多いことが判明。 (7)子育て支援は、経済的な支援を求める声が多い ・今後経済的負担が大きくなると思うのは、学校の授業料や学校外教育費。 ・経済的な理由でこどもの進学を諦める可能性がある家庭が4割程度ある。 (8)困難な状況にあるこども ・アルバイトをしている高校生が24.2%。その中で、少数だが、一部の高校生が生活のためにアルバイトをしている実態がある。
課題
(1)すべてのこどもの成長を促進する必要がある。 ・すべてのこどもが権利の主体であることが認識され、安心して成長できる環境を作る必要がある。障害児や医療的ケア児等への支援や、社会問題となっているヤングケアラーや児童虐待、こどもの貧困といったこども・若者のへの福祉的な視点での取組も充実し、すべてのこどもへの切れ目のない支援を提供することが必要である。 (2)こども・若者へ切れ目のない支援が必要 ・こども・若者のウェルビーイングの向上を目指し、妊娠前から青年期まで、ライフステージの節目の年齢等においても、切れ目のない支援サービスを提供することが必要である。 (3)ニーズに合った、さらなる子育て支援の充実が必要 ・子育てにかかる費用の支援や情報の提供の充実、子育てと仕事の両立の推進など、これまで以上に子育て支援を充実させる必要がある。 (4)こども・若者、子育て当事者が社会参画し、意見を述べる機会を充実する必要がある ・こどもや若者、子育て当事者が意見を述べ、交流できるイベントや会議など、安心して社会参画できる場が少ない現状がある。 (5)こども・若者、子育て当事者を支える人材や団体活動の促進する必要がある ・こども・若者、子育て当事者ニーズや課題は多様化・複雑化しており、支える人材や専門知識を持った人材、活動団体が少ない状況で、行政だけで対応するのが難しい状況にある。

第3章 基本的な考え方

【基本理念】 みんなで守り、みんなで育む みんなの笑顔が満ちる子育て

第2期計画の基本理念を継承します。

【基本目標1】
こども・若者の権利が尊重され
のびのびと育つ環境の推進

【基本目標2】
ライフステージに合わせた
切れ目のない支援の充実

【基本目標3】
安心してこどもを産み育てられる
支援の充実

第4章 こども施策の展開

こども・若者に関する施策

こども・若者に関する施策の基盤となる施策

ライフステージを通した施策

ライフステージ別の施策

子育て家庭やこども・若者を見守る地域への施策

こども・若者が権利の主体であることをこども・若者当人も良く理解し、社会全体でも意識の共有を図ります。
こども・若者が、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べる機会を創出します。

- <取組例>
- 【1】こども・若者が安心して成長できる環境の整備
 - こども・若者が権利の主体であることの啓発
 - 多様な遊び、学び、体験ができる機会づくり
 - 【2】こども・若者の意見の収集
 - こども・若者による社会参画や意見表明の機会充実
 - こども・若者の意識調査、施策への反映
 - 【3】すべてのこども・若者への保健・医療、支援の充実
 - 取りこぼしのない保健、医療、発達支援へのつなぎ
 - 障害児支援・医療的ケア児等への支援
 - 【4】困難な状況にあるこども・若者の保護・支援
 - 児童虐待防止対策、こども・若者の自殺対策
 - こどもの貧困対策、ヤングケアラーへの対応 等

こども・若者、子育て当事者の置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ライフステージに合わせて、等しく、切れ目なくウェルビーイングの向上を図ります。

- <取組例>
- 【1】こどもの誕生前から幼児期までの支援
 - 母子保健と児童福祉の一体的な実施
 - 産前・産後ケア、相談支援体制の充実
 - こどもの成長の保障・遊びの確保
 - 育児休暇の取得促進
 - 【2】学童期・思春期のこどもへの支援
 - たくましく生きる基礎を育てる教育の推進
 - 安心安全な居場所づくり
 - いじめの防止や不登校のこどもへの支援
 - 【3】青年期の若者への支援
 - 高等教育の修学支援、就労支援
 - 悩みを抱える若者やその家族への相談支援 等

子育てにおける経済的負担や、子育て中の保護者の身体的、精神的な負担の軽減に取り組みます。
子育て当事者が、地域の支援とともに健康でゆとりを持ってこどもに向き合えるよう支援します。

- <取組例>
- 【1】子育てに関する負担の軽減
 - 医療費等の負担軽減
 - 出産、子育て、就学等に関する経済的負担の軽減
 - ファミリー・サポートセンターの利用促進
 - 子育て支援講座の実施
 - 【2】様々な家庭環境に対応した子育て支援
 - 多様なニーズに応じた情報発信
 - 共働き・共育での支援、ワークライフバランスの促進
 - 若年妊婦やひとり親家庭への支援
 - 【3】推進体制づくり
 - 子ども・若者、子育てにやさしい社会を目指す啓発・情報発信
 - こども・若者、子育てに関わる人材（専門家）の確保
 - 市民団体や関係機関との連携体制の強化 等

第5章 実施事業一覧

○事業番号、事業名、事業内容、実施期間、担当課を一覧で示す

【1】こども・若者が安心して成長できる環境の整備 ※イメージ

No.	事業名	事業内容	実施期間	担当課
1	こども・若者の権利啓発事業	こども・若者の権利について、ポスターを掲出し啓発します。	R7～R11	こども家庭課
2	こどもの権利セミナー事業	虐待等各種相談窓口の説明セミナーを学校で行います。	R7～R11	こども家庭課 学校教育課

第6章 計画の推進体制と評価

- 1 計画の推進体制
 - 本計画を推進していく上で関連する所管課、関連団体等との連携体制
- 2 評価の仕組み
 - PDCA サイクルによる計画の管理
- 3 計画の評価
 - 計画を見直す際に、基本目標ごとに数値目標を以て評価を行う
 - 毎年度事業の進捗については確認、管理を行う

第7章 事業量の見込み

- 瑞浪市第2期子ども・子育て支援事業計画の「第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策」の記載事項を着本とし、情報の更新を行い、事業量の見込み、確保の方策をとりまとめる。
- 幼稚園や、子育て支援事業（放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポートセンター事業）などについての整理